

- 10 : 25 第1レースの予告信号
 引き続き 第2レース及び第3レースの予告信号
 平成28年11月6日(日) 9 : 15 第4レース(白崎レース) 予告信号
- 6.3 11月5日(土)は16:00以降、予告信号は発せられない。
 6.4 SHIMA SEIKI CUPパーティは11月6日(土)18:00から「和歌山マリーナシティホテル」2階で行う。
 6.5 表彰式は11月6日(日)17:00から和歌山マリーナシティヨット倶楽部2階レセプションホールで行う

7. クラス旗

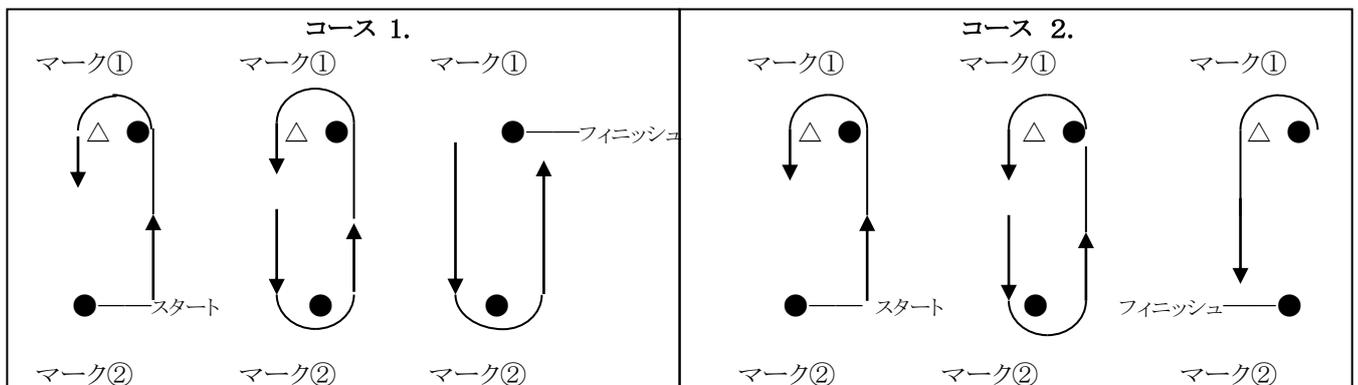
クラスI・II共にグリーン旗を用いる。

8. レースエリア及び陸上本部の所在

- 8.1 レース本部は「和歌山セーリングセンター」(和歌山マリーナシティ「ディンギーマリーナ」) クラブハウス内とする。
 8.2 レースエリアは第1から第3レースは和歌浦湾とする。第4レースは同湾内にてスタート・フィニッシュとする。

9. コース

- 9.1 第1から第3レースはウインドワードリーワードとし、以下の2コースとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
- コース1. スタート②-マーク①-オフセットマーク-マーク②-マーク①-オフセットマーク-マーク②-フィニッシュ (5レグ)
 コース2. スタート②-マーク①-オフセットマーク-マーク②-マーク①-オフセットマーク-フィニッシュ (4レグ)



- 9.2 第4レース(白崎レース)
 和歌山マリーナシティ沖のスタートライン(N34° 10.000'、E135° 10.000' 付近)をスタートし、和歌山県沖ノ島西側にあるゲートマーク①(N34° 07.000'、E135° 03.500' 付近)を通過し、和歌山県白崎北西にある海鹿島の北側にあるマーク②(N33° 59.100'、E135° 02.900' 付近)を反時計回りに回航し、再び和歌山県沖ノ島西側のゲートマーク①を通過し、スタートラインと同じ地点にフィニッシュする。なおスタート時にウェザーマークを設置することがある。
 コース図参照
- 9.3 第1から第3レースの予告信号以前に、コースを示す旗を表示する。
 コース1. : 数字旗1
 コース2. : 数字旗2
- 9.4 第4レース(白崎レース)で、ウェザーマークを設置した場合は、予告信号以前に、ポートに見て回航する場合はピンク色旗を、スターボードに見て回航する場合はイエロー旗を表示する。
- 9.5 第1から第3レースの予告信号以前に、マーク②からマーク①へのおおよその距離・コンパス方位を掲示する。
 また第4レース(白崎レース)でウェザーマークを設置した場合も、同様の掲示をする。

10. マーク

- 10.1 第1から第3レースのマーク①及びマーク②は、青色の円筒形ブイとする。オフセットマークは黄色の円錐形ブイとする。

- 10.2 第1から第3レースの帆走指示書12.「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の新しいマーク①は、赤色の円筒形ブイを使用する。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には最初のブイを使用する。オフセットマークは黄色の円錐形ブイとする。マーク②の位置は変更しない。
- 10.3 第1から第3レースのスタート・マークはレース委員会の信号艇とマーク②とする。
- 10.4 第4レース（白崎レース）のスタート・マークはレース委員会の信号艇と青色の円筒形ブイとする。
- 10.5 第4レース（白崎レース）のウェザーマークは黄色の円錐形ブイとする。
- 10.6 第4レース（白崎レース）のゲートマーク①の東側（沖ノ島側）は赤色の円筒形ブイ、西側はオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇とする。海鹿島北側のマーク②は青色の円筒形ブイとする。
第4レース（白崎レース）のフィニッシュ・マークはレース委員会の信号艇とスタート・マークであった青色の円筒形ブイとする。
- 10.7 帆走指示書9「コース」に記述したマークの位置は概位であり、その不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は規則60.1(b)を変更している。

11. スタート

- 11.1 レースは、規則26に従ってスタートする。
- 11.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールまたはマストと、ポートの端にあるスタート・マークのコースの側の間とする。
- 11.3 スタート信号の4分以降にスタートする艇は「スタートしなかった」（DNS）と記録される。この項は付則A4.1を変更している。
- 11.4 スタート信号時に、艇が規則29.1に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHFチャンネル72で、その艇のセール番号を放送することを企てる。放送されないことまたは放送の時間が正確でないことは、救済要求の根拠とはならない。この項は規則62.1(a)及び41を変更している。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。この項は規則33(b)を変更している。

13. フィニッシュ

- 13.1 第1レースから第3レースのフィニッシュラインは、フィニッシュ・マーク上のオレンジ旗を掲揚したポールと、コース1の場合はマーク①、コース2の場合はマーク②のコースの側の間とする。
- 13.2 第4レース（白崎レース）のフィニッシュラインは、フィニッシュ・マーク上のオレンジ旗を掲揚したポール又はマストと、スタート・マークのポートの端にあるマークのコースの側の間とする。
- 13.4 すべてのマークおよびゲートマークでコース短縮をすることがある。コース短縮をする場合は、規則32.2に従う。

14. タイムリミット

- 14.1 第1から第3レースのタイムリミットは、先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後60分とする。但しスタート後120分以内に1艇もコースを帆走しフィニッシュしなかった場合は、そのレースを中止する。
- 14.2 第4レース（白崎レース）は、16:00までにフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」（DNF）と記録される。この項は規則35及び付則A4.1を変更している。

15. 帰着申告

帰着申告は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を發した後、どちらか遅い方から60分以内に、レース本部に備え付けの所定の用紙に艇長が署名をし、レース委員会が準備したGPS端末（スマホ）を返却しなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。

16. 抗議

- 16.1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を發した後、どちらか遅い方から60分以内に提出すること。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 16.2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 16.3 抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切時間後30分以内に掲示される。

- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を、規則 61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 16.5 レース公示 13 及び帆走指示書 3、15、18、21、22、25 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.6 レガッタの最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。この項は規則 66 を変更している。

17. 成績

- 17.1 IRC ルールに定義されたレーティングシステムを使用する。
- 17.2 得点方法
成立したすべてのレースをカウントする。この項はRRS付則A2を変更している。得点係数はインショアを 1.0、ショートオフショア（白崎レース）を1.2とする。
- 17.3 大会は 1 レースをもって大会の成立とする。

18. 安全規定

- 18.1 レースからリタイアした艇は、できる限り早くレース委員会に伝えること。
- 18.2 レース中個人用浮揚用具の着用を義務づける。
- 18.3 規則 42.3 に次の通り追加し適用する。
レース艇を除く船舶または障害物（定置網等）との衝突を緊急に回避しなければならない場合は、エンジン又は他の手段で推進することができる。但し、艇がエンジン又はその他の手段を利用した時間と場所の記録を、抗議締切時間までにレース委員会に書面で提出しなければならない。なお、プロテスト委員会は適当と判断されるタイムペナルティーを科す場合がある。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

レース委員会艇及びプロテスト委員会艇は SHIMA SEIKI CUP 旗を掲揚する。

21. 無線の使用

艇は、レース中は無線送信をしてはならない。またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。ただし帆走指示書 3、11.4 を除く。

22. SHIMA SEIKI ロゴシール

レース委員会が配布する SHIMA SEIKI ロゴシールを、レース期間中、バウ両舷の船首から約 50 cm 後方、デッキ約 10 cm 下方に大会期間中、貼り付けること。

添付図参照

23. 賞

- 23.1 総合成績の 1 位に SHIMA SEIKI CUP を授与
- 23.2 各クラス 1 位から 3 位に SHIMA SEIKI CUP を授与
- 23.3 ラインオーナー賞（第 4 レース「白崎レース」のラインオーナー艇）
- 23.4 秋の関西ミドルボート選手権大会については各クラス 1 位から 3 位を表彰する。

24. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。
主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

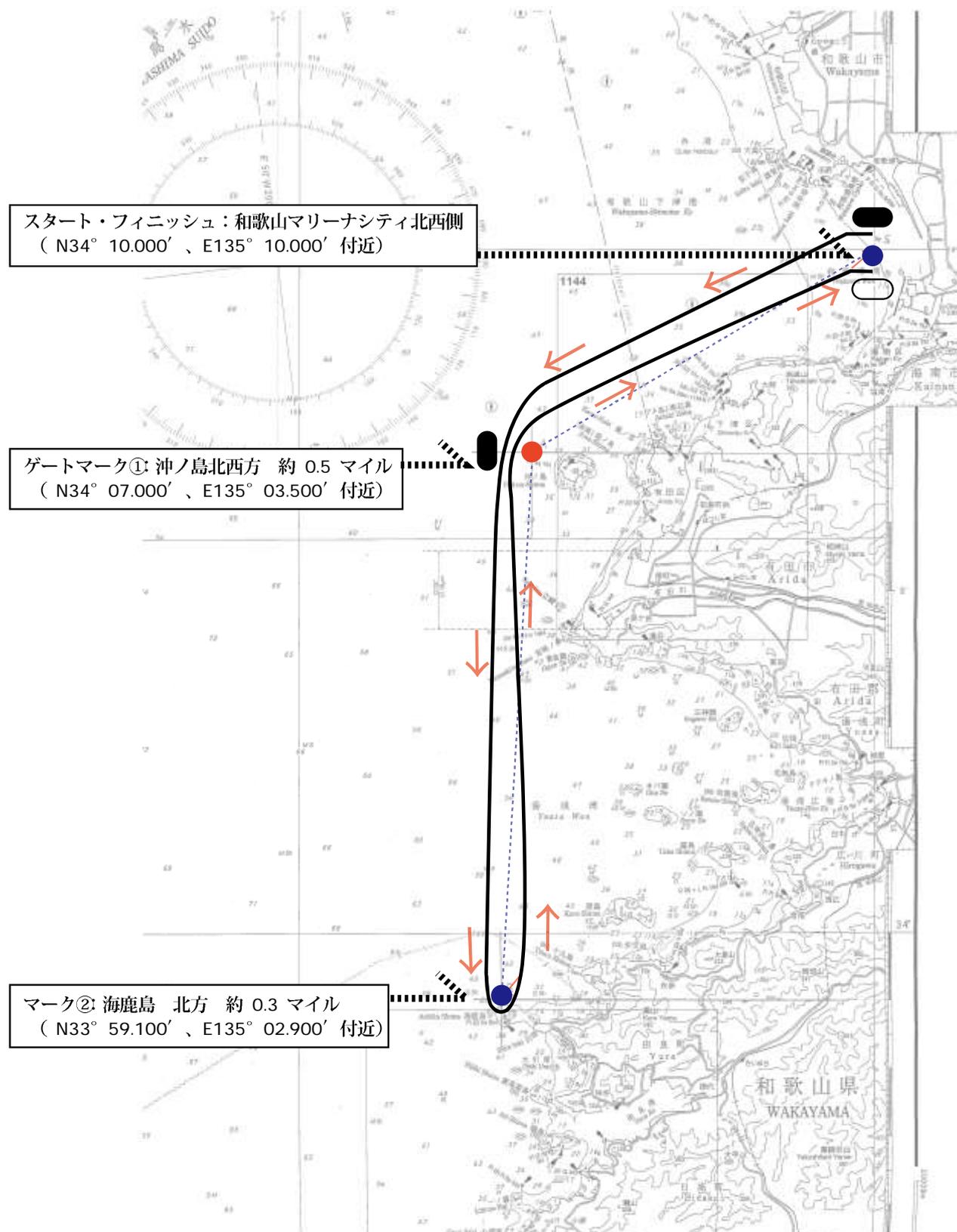
25. ごみの処理

艇はゴミを水中に投棄してはならない。

26. 緊急連絡先

和歌山セーリングセンター 電話：073-448-0251

第4レース「白崎レース」コース図





※シールは裏紙を剥がした後、位置を決めて文字を貼ること。その際空気が入らないよう注意すること。
※表彰式終了までロゴシールは剥がしてはならない。